

漁港・海岸工事 検査指摘事項例

1 書類検査指摘事項 ※工事全般の記載事項を除く

(1) 施工体制関係

- 施工環境監理者の資格証（水産工学技士等）又は経歴書（水産土木工事 10 年以上等）を添付すること

(2) 施工計画書関係

- 施工環境監理者を現場組織表に記載すること
- 浚渫工の施工管理計画に施工管理基準の所定様式を添付すること
- 浚渫工の出来形管理の測定間隔を監督員と協議して施工管理計画に反映すること
- 汚濁防止施設等の環境対策を記載すること

(3) 施工管理（出来形・品質）関係

- 浚渫工の出来形管理を所定様式で作成すること
- 電気防食や防食工の管理資料を作成すること
- グラウンドアンカーのグラウト材の設計数量と使用数量をロス率も含めて比較すること
- ブロックの転置、積み重ね時に必要強度発現後（養生日数）がわかるようにすること

(4) 写真管理関係

- 差し筋施工や削孔状況等の不可視部分を撮影すること
- アンカーボルト削孔深さを撮影すること
- グラウンドアンカーの定着長、スパーサー設置状況等がわかるように撮影すること
- 被覆ブロック製作の各工程を撮影すること
- 電気防食のペースト材、シール材の空き缶を撮影すること
- 電気防食の陽極の設置高等を写真管理基準どおりに撮影すること
- 汚濁防止施設や保安施設を撮影すること

(5) 材料関係

- コンクリート残置型枠の品質証明書と出荷証明書を整理すること（ロット番号と突合）

(6) 安全管理関係

- 潜水設備や機材点検表を整備すること
- 作業中止基準となる気象条件を記録すること
- 避難訓練を実施し記録を残すこと

(7) 産廃、再生資源関係

(8) その他全般

- 施工環境監理者の業務実績を報告すること
- 漁協との協議内容を打合せ簿で記録しておくこと

2 現地検査指摘事項

- 防潮堤のクラックを経過観察し、状況に応じた補修を行うこと
- 防潮堤のヘアークラックに防水処理を行うこと
- コンクリートの養生マットに隙間が生じないように再設置すること
- 吊上げや吊下げ作業、潜水作業、海上作業等の安全管理に注意すること
- 被覆ブロック、汚濁防止施設、灯浮標等を施工計画書どおりに施工すること